

小金井市認知症施策事業推進委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 認知症の者が本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域でのよい環境で暮らし続けられるとともに、認知症の者及びその家族が安心できるよう、認知症施策を推進するため、小金井市認知症施策事業推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 認知症の者及びその家族に対する支援策の調査及び検討に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認めること。

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が協力を依頼し、又は任命する。

- (1) 小金井市医師会を代表する者
- (2) 小金井歯科医師会を代表する者
- (3) 小金井市薬剤師会を代表する者
- (4) 小金井市内の医療機関医療連携相談室担当者
- (5) 訪問看護ステーションを代表する者
- (6) 居宅介護支援事業所を代表する者
- (7) 介護保険サービス事業所を代表する者
- (8) 認知症家族会支援事業所を代表する者
- (9) 小金井市商工会を代表する者
- (10) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、協力を依頼し、又は任命した日から 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(謝礼)

第6条 第3条に規定する委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(意見聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外のものに会議への出席を求めて意見もしくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、公開とする。ただし、公開することが委員会の運営又は個人情報保護に支障があると認められるときは、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉保健部介護福祉課において処理する。

(庶務の委託)

第10条 市長は、庶務の事務の一部を小金井市地域包括支援センターに委託することができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年3月24日要綱第29号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。